

	現状の雇用調整助成金	コロナ禍で実施された特例制度（参考資料）
休業の理由	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
助成金の要件	生産指標要件 3か月10%以上減少	生産指標要件を緩和 1か月5%以上減少
助成金の対象者	被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成 （緊急雇用安定助成金 令和2年4月1日創設）
	6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給率	助成率 2/3（中小） 1/2（大企業）	助成率 4/5(中小)、2/3(大企業) ※解雇等を行わず、雇用を維持している場合 9/10（中小）、3/4（大企業） ※緊急事態宣言等対応特例 大企業 4/5、10/10 解雇等を行わない場合 ※業況特例、地域特例 中小・大企業 4/5、10/10（解雇等を行わない場合）
日額の上限	日額上限額 8,490円	日額上限額 13,500円 ※業況特例、地域特例 中小・大企業 15,000円
計画届の有無	計画届は事前提出	計画届は提出不要
クーリング期間について	1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
支給限度日数	1年100日、3年150日	同左＋上記対象期間中に受給した日数
短時間休業について	短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和
休業規模要件について	休業規模要件 1/20（中小）、1/15（大企業）	休業規模要件を緩和 1/40（中小）、1/30（大企業）
残業相殺について	残業をおこなった場合助成金と相殺	残業相殺を停止
教育訓練のついて	教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率 2/3（中小 1/2（大企業） 加算額 1,200円	助成率 4/5(中小)、2/3(大企業) ※解雇等を行わず、雇用維持をしている場合、 9/10（中小）、3/4（大企業） 加算額 2,400円（中小）、1,800円（大企業）